社会福祉法人 樅の木福祉会
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

１．計画期間　　令和６年４月１日　～　令和10年３月31日

２．法人の課題

・全職員のうち、パート職員等が多いため女性職員の割合は63％と半分を超えますが、正規職員における女性職員の割合となると、47％と半分以下となってしまいます。

・役職者の状況をみると、全男性職員における役職者の割合は34％であるが、全女性職員における女性役職者の割合をみると12％とかなり低い数値になっています。

３．目標と取組内容・実施時期

（目　標）

女性の常勤職員の割合を50％超に増やし、女性役職者の割合を20％以上にする。

（実施時期）

令和６年４月～　継続して女性の常勤職員の採用を積極的に行う。

役職者になる事のデメリットが浮き彫りになっているため、業務の効率化、内容の見直し等を引き続き行い、超過勤務時間の削減に取り組む。

育児・介護休業の規程や在宅勤務規程の周知を行う。退職をしなくても安心して休業制度を利用できる風土の醸成と制度の周知を行う。

令和６年12月～　限定常勤職員制度が令和７年度から開始となるため、その準備として職員一人ひとりと面談を通して希望する働き方を話し合い確認する。

令和７年６月～　１年間取り組んだ内容を検証する。年間の超過勤務時間数や有給取得率の具体的な数字をだし、成果がでていれば継続、出ていなければ取り組み内容を見直す。但し、簡単に達成できる目標ではないためものであるため、長期的に取り組むことを前提としながらも、1％でも高めていけるように取り組む。